

## かつうらみらい創生事業補助金交付要綱

令和2年4月1日  
勝浦町告示第28号

### (趣旨)

第1条 この告示は、地方創生総合戦略の趣旨を踏まえ、住民が自主・自発的に行う、勝浦町のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を町が補助することにより、住民の考える住みよい町づくりへの思いや提案を実現させることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。また、その交付については、勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (提案者)

第2条 かつうらみらい創生事業（以下「公募事業」という。）に応募することができる団体は、次の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 5名以上で構成されている団体（法人格の有無は問わない）であること。
- (2) 主として町内で活動を行う団体であること。
- (3) 宗教活動、政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募事業に応募しようとする団体（以下「応募団体」という。）の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (5) 事業完了後に活動（成果）報告ができる団体であること。

### (対象事業)

第3条 補助となる対象事業は次のとおりとする。

- (1) 町民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (2) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取組みである事業
- (3) 新たに取り組む事業であること。ただし、既に実施している事業の質を向上させるものは可能とする。

### (対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に直接必要な次に掲げる経費とする。また、対象経費となるかどうかについては、個別に経費の内容を審査して決定するものとする。

- (1) 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信費、手数料、保険料、使用料及び賃借料
- (2) その他町長が認める経費

2 次の経費は対象外経費とする。

(1) 人件費、団体運営に関する経常的な経費、食糧費(親睦費)、備品(事業実施に特に必要と認められた備品は除く。)

(2) 事業実施に直接関係しない経費

(補助金の期間及び額)

第5条 補助の期間は原則単年度とする。但し、継続事業と町長が認めた場合は2か年を上限に複数年度も可能とする。

2 補助金の額は、対象経費の4分の3以内とし採択1事業100万円を限度に予算の範囲内で補助する。(千円未満切り捨て)

(申請)

第6条 応募団体は、町長が定める期間内に次に掲げる書類を添付の上、かつうらみらい創生事業申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(1) 計画書(目的、事業内容、スケジュール及び効果等が記載されたもの)

(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(3) 構成員の名簿(氏名、住所、連絡先等が記載されたもの)(別紙3)

(4) その他町長が必要と認める書類

(担当課の決定)

第7条 町長は、応募団体から前条の書類の提出があったときは、当該公募事業に係る担当課(以下「担当課」という。)を決定し、かつうらみらい創生事業担当課決定通知書(様式第2号)により応募団体に通知するものとする。

(事前協議)

第8条 かつうらみらい創生事業担当課決定通知書を受けた応募団体は、当該応募事業を実施する上での課題等について、担当課と事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議について、応募団体及び担当課は、対等な立場で協議し、公募事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めなければならない。

3 企画交流課は、第1項の事前協議の進行について、必要な支援を行うものとする。

(事前協議後の修正)

第9条 応募団体は、担当課との事前協議の結果、当初申請した公募事業の内容を修正する場合は、当該修正に関する書類を速やかに修正し、町長に提出しなければならない。

(担当課の所見)

第10条 担当課は、公募事業を実施する上での課題等について、別に定める所見書を作成しなければならない。

(かつうらみらい創生事業選定委員会の設置)

第11条 この告示に基づく補助金の交付を適正かつ円滑に行うため、かつうらみらい創生事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会の構成員は、別に定める。

(選定委員会による評価)

第 12 条 町長は、第 6 条、第 9 条の書類及び第 10 条の所見書の提出を受けたときは、応募団体の採択の可否について判断するため、選定委員会の意見を聴くものとする。

2 選定委員会は、公募事業の内容について評価し、その結果を町長に報告しなければならない。

3 選定委員会は、応募団体に対し、申請書の内容について説明を求めることができる。

(採択の決定)

第 13 条 町長は、前条第 2 項の結果を基に、応募団体の採択の可否について決定するものとする。

2 町長は、前項の決定を、かつうらみらい創生事業採択（不採択）通知書（様式第 3 号）により応募団体に通知するものとする。

(採択団体の公表)

第 14 条 町長は、公募事業の採択を受けた団体（以下「採択団体」という。）の名称、事業の名称、内容等を広報誌その他の方法により公表するものとする。

(申請の取り下げ)

第 15 条 公募事業を申請した団体は、第 13 条第 2 項による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の採択の内容等に不服のある場合は、当該通知書を受けた日から起算して 10 日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあった場合は、当該申請に係る公募事業の採択はなかったものとする。

(情報変更による決定の取消等)

第 16 条 町長は、公募事業の採択を決定した場合において、その事情の変更により特別の必要が生じた場合は、事業の採択の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告等)

第 17 条 町長は、必要があると認めるときは、採択団体に対し事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

2 町長は、採択団体が提出する報告書等により、事業採択の内容又は条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該公募事業の停止又は取消しをすることができる。

(補助金の申請)

第 18 条 採択団体は、事業開始前、かつうらみらい創生事業補助金交付申請書（様式第 4 号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の決定通知)

第 19 条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、かつうらみらい創生事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第 20 条 前条の決定通知書を受けた団体（以下「被交付決定団体」という。）が、次に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめかつうらみらい創生事業補助金変更・中止承認申請書（様式第 6 号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

(1) 申請内容の重要な変更に関わる時。ただし、交付決定額に変更が無く、事業費の 3 割以内の変更は除く。

(2) 第 3 条で規定する補助金の交付の要件等に関わる時。

(3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、かつうらみらい創生事業補助金変更承認決定通知書（様式第 7 号）により、被交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 21 条 被交付決定団体は、事業を完了した日から 30 日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、かつうらみらい創生事業補助金実績報告書（様式第 8 号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 22 条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、かつうらみらい創生事業補助金交付確定通知書（様式第 9 号。以下「確定通知書」という。）により、被交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 23 条 補助金は、被交付決定団体の請求により交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 24 条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができるものとする。

(庶務)

第 25 条 この告示に基づく公募事業に関する事務は、企画交流課及び担当課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までにかつうらみらい創生事業補助金交付要綱の規定により交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。